

平成28年11月24日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 金馬 健二

近代国家の土台である立憲主義がこの国において壊されようとしています。また、自由と民主主義が、根こそぎ奪われようとしています。

そして、新安保法制という名の下に、平和大国に進む道を捨て、戦争をする国に突き進みつつあります。私たちは、このままでは、もっとも大事な命に関わる平和的生存権を失ってしまいます。私たちは、これを放置することはできません。できることを何かしなければならぬとの切実な思いから、この安保法制違憲訴訟を提起しました。

日本は、戦後七〇年余り、恒久平和主義を掲げた平和憲法のもとで、戦争をしない国として、平和を保ち、平和を愛する国として、世界中から信頼を得てきました。自衛隊と憲法9条の関係については、種々議論されてきましたが、少なくとも、これまでの日本政府は、自衛隊が行使できるのは、直接日本が攻撃された場合の個別的自衛権のみであり、集団的自衛権は憲法9条に反し、認められないと一貫した公式見解を述べ、これが国内外に浸透していました。

ところが、安倍内閣は、平成26年7月1日に憲法解釈を突如として一変し、憲法9条のもとでも、集団的自衛権の行使が可能であると強引に閣議決定し、平成27年5月15日に国会に「新安保法制案」を上程しました。

これに対し、圧倒的多数の憲法学者や元最高裁長官を含む複数の元最高裁判事、歴代の元内閣法制局長官、ほとんどの法律専門家が口を揃えて、「新安保法制案」は明白に憲法に違反すると、反対の意を表明し、日弁連を初めすべての単位弁護士会が反対声明をし、多くの国民が反対運動

を繰り広げました。

しかしその中で、昨年9月19日、国会において、総括質疑も行わず、「場内騒然、聴取不能」としか速記録にも記録されないような、議決したとはいえない異様な状態で、自民党・公明党等が多数にものを言わせて、新安保法制法案を強行採決しました。

新安保法制法は本年3月29日に施行されましたが、明らかに憲法に違反する違法のものであって、すみやかにこれを廃止しなければ、日本の進むべき道を危うくし、国民の平和的生存権を危殆に陥らせることに変わりはありません。

訴状において、改めて、新安保法制法が、一見、明白に憲法に違反することについて論じています。

新安保法制法は特定秘密保護法等と相俟って、日本を戦争する国にし、平和大国として世界に誇りうる国になる道を完全に閉ざしてしまいます。

日本が戦争をする国となることによって、私たちの人権が奪われ、平和的生存権が奪われることが目の前に差し迫っています。

また、内閣及び国会は、憲法改正の経路を経ずに、憲法について独自解釈をして、これを改変する事態をもたらしており、これは、私たちの憲法制定権力に由来する憲法改正決定権を現実的に侵害しています。

原告らは、年齢、性別、職業、生育環境等それぞれ異なりますが、いずれも、既に、平和的生存権、幸福追求権を中心とした人権、憲法改正決定権等、憲法で保障されている重要な権利利益の具体的侵害を受けています。日本の近未来、子供達の近未来を真剣に考えれば考えるほど、差し迫った理不尽な危険に対する不安の気持ちに苛まれる思いを原告らは共有しています。

原告らは、そのような不安を取り払い、自らの当然の権利を守るべく、内閣総理大臣等を含む公務員の不法行為に基づく国家賠償請求訴訟を提起したものであり、訴訟上、金銭的請求によってしか、そのような想いを実現できないために金銭給付請求訴訟を提起していますが、金銭請求自体が目的でないことは、自ずから明らかであり、訴えの利益も、その実態に照らして判断され

るべきところです。

米軍基地の辺野古移設に関わる福岡高裁那覇支部判決のような、始めに結論ありきの論理性の欠落したお粗末な裁判がなされるなどして、国民の司法に対する信頼は、ますます失われつつあります。

新安保法制法に対し、危惧し、その廃止を訴える人たちの中にも、既に司法は、国民が大切なものを奪われようとしても、これを救済する機能を果たしうる存在ではなく、司法に国民の救済を期待するのは幻想であると批判する人もあります。「絶望の裁判所」とまで、いわれています。

しかし、私たちは、そのような批判の中で、日本の将来、子供達の将来を希望のあるものにするため、司法に最後の望みを託しました。まだ、勇気のある良心的な裁判官はいるものと信じています。

どうか、裁判官の方たちには、本件訴訟で突きつけられている課題について、真剣に向き合っていていただき、希望の裁判所の姿をお示しいただきたいと、心から願います。